

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成17年6月1日に開催した平成17年度第1回三重県公共事業評価審査委員会（以下「委員会」という。）において、県より地域水産物供給基盤整備事業1箇所及び河川事業1箇所の再評価に係る審査依頼を受けた。

地域水産物供給基盤整備事業に関しては、同年8月4日に開催した第3回委員会及び同年8月31日に開催した第4回委員会及び同年12月1日に開催した第8回委員会において、また、河川事業に関しては、同年10月26日に開催した第6回委員会及び同年12月1日に開催した第8回委員会において、市の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

（1）地域水産物供給基盤整備事業【再評価対象事業】

106番 相差〔鳥羽市の事業〕

106番については、平成6年度に事業着手し平成12年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

この事業は、平成17年8月31日に開催した第4回委員会において審査を行った結果、必要静穏度を求める代替案の検討が不足していると考えられたため、これを説明できる資料の提出を待って再審議としたものである。

今回、審査を行った結果、総合評価が極めて主観的であり、現計画の妥当性を判断できなかった。したがって、次の点を説明できる資料の提出を待って再審議とする。

- 一、複数のケース図を重ね合わすなど、わかりやすい現計画と代替案の比較
- 一、それぞれの案の費用便益分析
- 一、実態調査を踏まえた荒天時の沖防波堤にかかる通行漁船シミュレーション

(2) 河川事業【再評価対象事業】

1 1 2 番 準用河川朝明新川 統合流域防災事業〔四日市市の事業〕

1 1 2 番については、平成 3 年度に事業着手し平成 1 2 年度に一度再評価を行いその後おおむね 5 年を経過して継続中の事業である。

この事業は、平成 1 7 年 1 0 月 2 6 日に開催した第 6 回委員会において審査を行った結果、次の点について説明が不足していたため、これらを説明できる資料の提出を待って再審議としたものである。

一、多自然型工法の必要性及び経済性を含めた現計画断面の妥当性

一、直近の土地開発と河川計画との整合性

今回、審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

ただし、河川事業については、従前より土地利用計画と河川整備計画との整合が議論されるところである。したがって、今後は、流域内の流出係数に影響を与える事由が発現される場合は、積極的な調整に努められたい。

また、投資効果の観点から、多自然型工法を画一的に適用するのではなく、工法の効果が高いと見込まれる箇所を選定するとともに、その成果を確認しつつ実施するよう求めるものである。

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成17年10月26日に開催した平成17年度第6回三重県公共事業評価審査委員会（以下「委員会」という。）において、県より土地区画整理事業1箇所の再評価及びため池等整備事業1箇所、土地改良総合整備事業1箇所、道路事業1箇所、ダム事業1箇所、砂防事業1箇所、海岸事業1箇所の事後評価に係る審査依頼を受けた。

土地区画整理事業に関しては、同年10月26日に開催した第6回委員会及び同年12月1日に開催した第8回委員会において、市の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

また、その他の事業に関しては、同第8回委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

（1）土地区画整理事業【再評価対象事業】

113番 津駅前北部地区〔津市の事業〕

113番については、平成8年度に事業着手しおおむね10年を経過して継続中の事業である。

この事業は、平成17年10月26日に開催した第6回委員会において審査を行った結果、次の点について説明が不足していたため再審議としたものである。

- 一、商業業務拠点と歴史的環境保全を踏まえた街の将来ビジョン
- 一、道路の配置及び幅員の決定根拠
- 一、下部田垂水線の実現性
- 一、施工前の用途別状況及び当事業の土地利用計画
- 一、資金回収の考え方
- 一、住民検討委員会の構成メンバー

今回、審査を行った結果、事業継続を了承する。

ただし、本事業は、津駅前にふさわしい商業業務拠点と都心居住促進を目的としている。

この目的を実現できるように良好な市街化の誘導に取り組むことを強く希望するものである。また、本事業地区にある旧参宮街道には、津市の個性づくりに繋がる歴史的環境が残っていることから、2期工区については、歴史地域資産に配慮した「文化のかおり高い街」の実現に繋がる区画整理の設計に取り組みたい。

(2) 道路事業【事後評価対象事業】

504番 一般国道368号上野名張バイパス〔三重県の事業〕

504番については、昭和63年度に事業着手し平成10年度に一度再評価を行い平成11年度に完了した事業である。

審査を行った結果、事後評価の妥当性が認められたことから課題に対する対応方針を了承する。

ただし、今後の事後評価に当たっては、周辺住民もアンケート対象者にされたい。また、道路の4車線計画に替わる3車線の効率的な運用も検討されたい。

(3) ダム事業【事後評価対象事業】

505番 滝川ダム生活貯水池〔三重県の事業〕

505番については、平成2年度に事業着手し平成12年度に完了した事業である。

審査を行った結果、事後評価の妥当性が認められたことから課題に対する対応方針を了承する。

ただし、事業費が当初に比較して増加したことに関しては、当初から予測可能な内容が見受けられた。したがって、なぜ、当初から予測できなかったのか、この点を反省され2度とこのようなことの無いよう努められたい。また、便益については、計測できうる定量的な数値と考慮しうる定性的な便益が考えられる。今後の説明に当たっては、両者を分けてわかりやすく説明されるよう望むものである。

(4) 砂防事業【事後評価対象事業】

506番 観音谷川〔三重県の事業〕

506番については、平成4年度に事業着手し平成12年度に完了した事業である。

審査を行った結果、課題に対する対応方針を了承する。

ただし、事後評価としては、次の点について不十分であると考えられた。

一、この事業の着手に至った経緯と、その当時の現況が事業実施後、どのように変化したのか。

一、事業着手当時に予想した便益（保全対象）に対して、現時点でそれはどのように変化

したのか。

一、事業着手時における事業内容の詳細な計画目的と、現時点における当該目的の達成状況はどうであったか。

したがって、今後の事後評価に当たっては、これらの評価を実施されたい。

また、主たる効果が発現されていない事業については、事後評価の視点を明確にするよう整理されたい。

(5) 海岸事業【事後評価対象事業】

5 0 7 番 三木里港海岸 (名柄地区) [三重県の事業]

5 0 7 番については、平成 3 年度に事業着手し平成 1 2 年度に完了した事業である。

審査を行った結果、課題に対する対応方針を了承する。

ただし、アンケート結果から得た数値を、主観的に評価しているように思えた。したがって、今後の事後評価に当たっては、数値については客観的に評価するよう望むものである。

(6) ため池等整備事業【事後評価対象事業】

5 0 2 番 馬の頭溜地区 [三重県の事業]

5 0 2 番については、平成 7 年度に事業着手し平成 1 1 年度に完了した事業である。

審査を行った結果、事後評価の妥当性が認められたことから課題に対する対応方針を了承する。

(7) 土地改良総合整備事業【事後評価対象事業】

5 0 3 番 嬉野西部地区 [三重県の事業]

5 0 3 番については、平成 5 年度に事業着手し平成 1 1 年度に完了した事業である。

審査を行った結果、事後評価の妥当性が認められたことから課題に対する対応方針を了承する。

ただし、今後の事後評価に当たっては、当初の営農計画と現状を比較する事後評価の視点を加えるよう望むものである。